平成２５年（フ）第６２号
静岡県沼津市大岡2216番地の２　大岡公舎Ｃ棟203号、前住所静岡県藤枝市大東町136番地の３　プランドール藤枝Ｂ201号
債務者　野上　魅歩（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
静岡県御殿場市新橋2054番地の１　アーバンシティ御殿場407
債務者　吉田　利行
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
京都市下京区梅小路高畑町19番地７
債務者　由美桜こと　川浪　由美
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
京都市南区西九条藤ノ木町56番地
債務者　山本　昭宏
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
京都府向日市寺戸町中村垣内30番地の９
債務者　冨永　幾信
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
堺市東区野尻町48番地　グランディ白鷺403号
債務者　内村　祐子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
堺市中区深井畑山町2500番地１―807号
債務者　渡邊　友子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
堺市東区日置荘原寺町53番地１
債務者　金城由起子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の436
債務者　山西　良明
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
大阪府松原市新堂３丁目293番地の１　Ｂ棟206号
債務者　長友　仁美（旧姓上原）
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
大阪府松原市上田６丁目10番30―205号、前住所大阪府藤井寺市大井３丁目12番16号
債務者　一瀬　浩一
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
堺市西区津久野町１丁８番15号　ローズマンション201号
債務者　髙畑　早苗
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
福岡県京都郡苅田町若久町１丁目６番地18
債務者　廣瀬　秀一
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
北海道登別市上登別町42番地
債務者　宇都宮和治
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元528番地、前住所神奈川県川崎市麻生区片平４丁目22番11―112号
債務者　板橋　芳則
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
福島県会津若松市住吉町21番８号、前住所福島県会津若松市本町７番40号　本町あいレジデンス１階101号
債務者　峯城　真恵
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
静岡県富士市森島217番地の14
債務者　柴田　麻実
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　静岡地方裁判所富士支部